

# NPO法が改正されました。

平成23年6月15日に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（平成23年法律第70号）が成立し、平成24年4月1日から施行されます。

特定非営利活動促進法は平成10年に制定され、NPO法人は現在、全国で約4万2千、県内では約850法人となり、この間、平成13年にはNPO法人支援のための認定法人制度が導入されるなど整備拡充されてきました。

今回の法改正のポイントは、認証制度の信頼性向上のための見直しとして活動分野の追加・手続きの簡素化・会計の明確化等が行われ、また、NPO法人への市民からの寄附の促進効果をねらいPST要件の緩和・仮認定制度の導入等により、新たな認定制度を特定非営利活動促進法に創設するもので、認証制度、認定制度の所轄庁が一元化されることとなりました。

法改正の詳細は、内閣府NPOホームページ (<https://www.npo-homepage.go.jp/>) をご覧ください。

## ○改正のポイント

### 【施行から12年が経過した認証制度の見直し】

#### 1 活動分野の追加

法第2条の別表に記載されている活動分野に3分野が加わり20分野へ拡大されます。

#### 2 所轄庁の変更

複数の県に事務所を置く特定非営利活動法人の所轄庁は、現在の内閣府から、主たる事務所が所在する都道府県の知事（主たる事務所が指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人はその指定都市の長）へ移管されます。

#### 3 認証制度の柔軟化及び簡素化

①理事又は社員が社員総会の議案を提案した場合、その提案について社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす規定が追加

②理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できないとする規定を削除

③定款変更の際の届出（**軽微な変更**）事項が拡大所轄庁への届出で定款変更を行うことができる事項が追加

④解散公告の簡素化

解散時における債権者への債権の申し出の催告に係る公告の回数が、「3回」から「1回」へ簡素化

#### 4 認証法人に対する信頼性向上のための措置の拡充

①認証後未登記団体の認証の取消し

・設立認証を受けた日から6か月以内に法務局で設立登記をしないときは、所轄庁は設立の認証を取り消すことができる規定を追加。

②収支計算書等に係る改正

・特定非営利活動法人が作成しなければならない会計書類のうち「収支計算書」を「活動計算書」（活動に係る事業の実績を表示するもの）に改正

・設立時に作成する「収支予算書」を「活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類）」に改正

・活動計算書と貸借対照表を「計算書類」とし、財産目録は、附属明細書的な位置付けとするよう変更

③情報開示の充実

・特定非営利活動法人の主たる事務所に加えて、従たる事務所においても利害関係人に対して事業報告書等（事業報告書、計算書類、財産目録、年間役員名簿、10名以上の社員名簿）の閲覧の義務を拡大

・特定非営利活動法人の事務所と所轄庁では、最新の役員名簿及び定款を備え置き、閲覧できるように変更

#### NPOの活動分野 (アンダーラインは追加された活動分野)

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農産漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

#### 軽微な変更（アンダーラインは追加）

- ・主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- ・**役員の数**
- ・資産に関する事項
- ・**会計に関する事項**
- ・**事業年度**
- ・**解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものは除く)**
- ・公告の方法

## 【財政基盤確立のための措置】

### 1 新認定制度の創設（いわゆる「認定NPO法人制度」の拡充）

① 現行の所轄庁である国税庁長官から、主たる事務所の所在地の都道府県知事又は指定都市の長へ所轄庁が変更

② 認定基準の緩和

広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準（パブリック・サポート・テスト（PST）基準）が緩和され、次の二つが追加

・絶対値基準：実績判定期間中の判定基準寄付者（各事業年度において3,000円以上の寄附を行った者の各事業年度当たりの平均が100人以上

・個別の条例指定：その法人の所在する地方公共団体から、住民の福祉の増進に寄与する法人として条例により個人住民税の控除対象として個別の指定を受けた法人

### 2 仮認定制度の導入

特定非営利活動法人は、新設後仮認定の基準に適合すると、所轄庁の仮認定を受けられる。

・法施行後3年間はPST基準不要の経過措置

## （参考）認定NPO法人制度について

### ○ 制度の概要 ○

認定NPO法人制度は、NPO法人の活動が市民や企業からの寄付により育てられ活発化することや寄付文化の浸透を狙って、平成13年10月のNPO法改正で制度化されました。

NPO法人のうち、公益の増進に寄与するとして一定の要件を満たし、国税庁の認定を受けたNPO法人を「認定NPO法人」といいます。この「認定NPO法人」に対して行った寄付を寄付金控除の対象とすることや、みなし寄付の適用など、税制上の特例措置が設けられています。

【現行の根拠法】 租税特別措置法66条の11の2及び特定非営利活動促進法46条の2

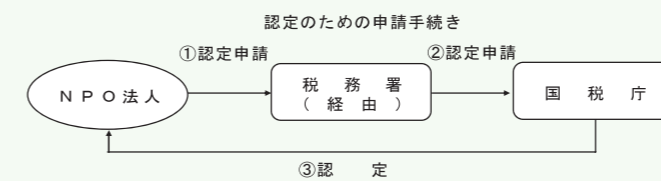
#### 現行認定手続き

認定申請先：国税庁

認定期間：5年間（再認定可）

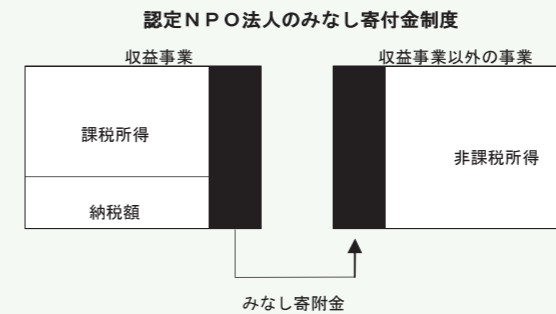
認定要件：

- ・パブリックサポートテスト（PST）が5分の1以上（経常収入金額に対する寄附金額の割合）
- ・事業活動に占める共益的活動の割合が50%未満 等



#### 認定NPO法人のみなし寄付金制度

・認定NPO法人の収益事業から得た利益を、その認定NPO法人の非収益事業に使用した場合、この分を寄附金とみなし、所得金額の20%まで損金算入できます。



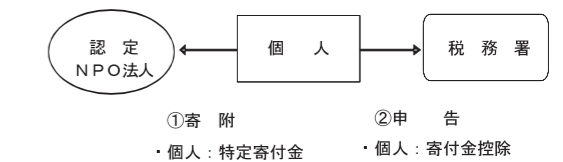
#### 認定NPO法人制度による税制上の特例措置

##### 「個人が寄附をした場合の特例措置」

寄附金控除額の算定

- ・特定寄付金－2千円＝寄附金控除額（特定寄付金の対象は総所得金額の40%まで）

個人が支出した寄附金にかかる特例措置

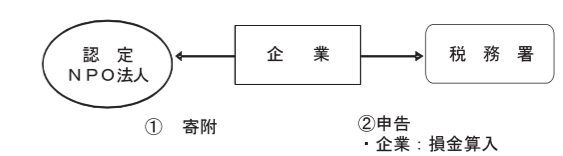


##### 「法人が寄附をした場合の特例措置」

寄附金控除額の算定

- ・一般寄附金の損金限度額の範囲 資本金×0.25%＋所得金額×2.5%）×1/2
- ・特別損金算入限度額 資本金×0.25%＋所得金額×5%）×1/2

企業が支出した寄附金にかかる特例措置



##### 「相続税の課税対象外の特例措置」

- ・相続人、遺贈を受けた者が認定NPO法人に寄附をした場合には、相続税の課税対象としない特例措置